

令和7年 月 日

委託設計書

事業名称 松戸市土砂災害ハザードマップ改訂業務委託
事業場所 松戸市の指定する場所

設計金額 委託価格 円
委託費計 円

期 間 自 令和 7年 月 日
至 令和 7年 12 月 26日

設計者

検算者

部長

課長

参事補

補佐

担当

--	--	--	--	--	--

	項目	数量	単位	単価	金額
総括版	プロッター出力 (A0判)	2	枚		
	CTP出力 (A0判)	4	版		
	印刷 (A0判)	4	版		
	用紙 (A0判)	100	枚		
	予備紙 (A0判)	400	枚		
	小計				
地区別版	図版・イラスト作成	1	式		
	プロッター出力 (A1判)	15	枚		
	プロッター出力 (A3判)	3	枚		
	CTP出力地図面 (A1判)	20	版		
	CTP出力概要面 (A1判)	4	版		
	印刷 地図面 (A1判)	20	版		
	印刷 概要面 (A1判)	4	版		
	用紙 (A1判)	500	枚		
	予備紙 (A1判)	2,400	枚		
	メディア書き込み	1	枚		
	梱包・送料	1	式		
	小計				
	総計				

松戸市土砂災害ハザードマップ改訂業務委託仕様書

第1章 総則

(業務内容)

第1条 本業務は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」に基づき、風水害時の土砂災害状況と避難方法の対策にかかる情報を分かりやすく住民に提供するため、各種情報を表示した土砂災害ハザードマップの作成を行うことを目的とするものである。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、松戸市（以下「委託者」という）が実施する土砂災害ハザードマップ改訂業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は契約日から令和7年12月26日までとする。

(履行範囲)

第4条 本業務の履行範囲は、松戸市全域における土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域とする。

(準拠する法律等)

第5条 本業務を実施するにあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令を準拠するものである。

- (1) 土砂災害防止法及び同施行令・施行規則
- (2) 千葉県地域防災計画
- (3) 松戸市財務規則
- (4) 松戸市地域防災計画
- (5) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）
（国土交通省：平成17年7月）
- (6) 土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省：平成27年4月改訂）
- (7) 避難情報等に関するガイドライン（内閣府：令和3年5月）
- (8) その他関係法令及び通達等

(提出書類)

第6条 受注者（以下「受託者」という。）は、着手後及び完了後速やかに次の書類を委託者の指定する部数を提出するものとする。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 業務責任者通知書 | 1部 |
| (2) 技術者経歴書（任意） | 1部 |
| (3) 工程表 | 1部 |
| (4) 業務完了通知書 | 1部 |

(受託者の資格等)

第7条 受託者は本業務を確実に履行することを証明するため、以下の条件を満たす者とする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定により、登録を受けている者であること。
- (2) 過去10年間に、地方公共団体における土砂災害ハザードマップの作製実績を有すること。
- (3) 千葉県内に本社または営業所を有すること。

(主任技術者等の資格)

第8条 本業務の重要性から主任技術者及び地図の作成作業に従事する担当技術者には以下の条件を満たす者を配置しなければならないものとする。

- (1) 測量士の資格を有すること。

(打合せ協議)

第9条 受託者は、本業務実施に先立ち業務内容について、委託者と打合せ協議を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、委託者が作業進捗状況・作業方法等に関することで必要と認められた場合においても、適宜実施するものとする。

(資料の貸与)

第10条 受託者は、本業務に必要な資料を委託者より借り受けた場合、その管理は責任を持って行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

(守秘義務)

第11条 受託者は、本業務において、知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

(疑義)

第 12 条 本仕様書に定めがない事項、また、本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに委託者・受託者協議を行い、委託者の指示に従うものとする。

(成果品の帰属)

第 13 条 本業務に履行した内容はすべて委託者の所有とし、調査結果についても委託者の承諾なしに貸与、公表、使用してはならない。

第 2 章 業務内容

(業務概要)

第 14 条 本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 土砂災害ハザードマップ地区別版の作成
- (2) 土砂災害ハザードマップ総括版の作成
- (3) 防災情報及び避難情報の作成
- (4) 電子データの作成

(土砂災害ハザードマップ地区別版の更新)

第 15 条 以下の手順にもとづき土砂災害ハザードマップ地区別版の更新を行うものとする。

(1) 図幅エリア見直し案の作成

ア 委託者より貸与する令和 3 年 10 月以降に追加指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、避難所その他の情報により、地区別版の図幅エリア及び面数について再度検討し、受託者にて見直し案を作成し、市と協議の上、掲載エリアを決定すること。なお素案作成にあたっては、GIS 上で国土地理院の地形図を基図として図幅エリアを shape 形式で作成し、位置精度に配慮して検討を行うこと。また、委託者には GIS データから画像データに変換したものを提出すること。

イ 各地区 A3 判 1 面とすること。

ウ 縮尺は原則 1/5,000 とするが、区域の範囲によっては全体図を 1/7,000～1/10,000 程度とし、必要に応じて拡大図を用いるなどして表示すること。

(2) 基図の更新

ア 委託者が貸与する松戸市域の最新版オルソフォトを GIS 上に展開し、前項で作成した図幅エリア案の shape ファイルを活用し地区ごとに切り分けたものを基図（写真地図）とする。

イ 場所の判別がつきやすいように基図上に県道以上の主要道路、路線名、町名、字、至達などの表示を行うが、詳細は区域ごとの事情に鑑み委託者と協議の上、調整する。

(3) 地図主題の更新

- ア 前項で作成した基図上に下記 a から h の地図主題を表示する。記載内容は現行の松戸市土砂災害ハザードマップを基本とし、委託者の指示に従い適宜修正を施すこと。
- イ 地図主題は GIS 上で基図との整合性及び位置精度を保持するよう shape 形式で作成し、それをもとに版下データを作成すること。
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、shape ファイルを市が貸与する。
- エ 表現方法については、ピクトグラムや図版を活用して、わかりやすさを心掛けるものとする。
 - a 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - b 上記区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示
 - c 避難所
 - d 警察署・交番
 - e 消防署
 - f 市役所
 - g 支所
 - h その他公共施設

(土砂災害ハザードマップ総括版の更新)

第 16 条 以下の手順にもとづき土砂災害ハザードマップ総括版の更新を行うものとする。

(1) 基図の更新

- ア 委託者が貸与する最新版 DM データ（都市計画白図）を使用し、松戸市全域を縮尺 1/15,000 とする基図を編集作成する。
- イ 更新した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、避難所その他の情報の密度等を鑑み、市内のうち主要なエリアを受託者にて抽出し総括版の地区割を再度検討した素案を作成し、委託者と協議の上、掲載エリアを決定すること。縮尺はエリアに応じて適宜調整すること。

(2) 主題の更新

- ア 前項で作成した基図上に、第 15 条にて作成した地図主題を、GIS 上で基図との整合性及び位置精度を保持するよう確定したエリア分けに従って誌面に配置し、版下データを作成すること。記載内容は現行の松戸市土砂災害ハザードマップを基本とし、委託者の指示に従い適宜修正を施すこと。
- イ 地図余白部にタイトル、凡例、方位、縮尺、避難所一覧など、その他委託者が指示をした情報を掲載すること。

(防災情報及び避難情報の更新)

第 17 条 以下の手順にもとづき防災情報及び避難情報更新を行うものとする。記載内容は現行の松戸市土砂災害ハザードマップを基本とし、委託者の指示に従い適宜修正を施すこと。

(1) 防災情報及び避難情報の更新

ア 土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（松戸市にあっては急傾斜地の崩壊）と併せて、土砂災害防止法第 7 条第 3 項に規定する事項（土砂災害に関する情報の伝達方法・急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項・その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項）について、第 15 条で作成した土砂災害ハザードマップ地区別版の両面を使いわかりやすく記載すること。

イ 上記においての掲載項目、掲載の仕方等（デザイン、レイアウト含む）については受託者にて素案を作成し、委託者と協議の上、版下データを作成すること。

ウ 作成にあたっては、高齢者や子供にも配慮して、文字の大きさや配色に留意し、イラスト等を用いるなどして、目出しやすさ、見やすさに配慮すること。

エ 作成にあたっては、第 5 条で記した各種関係法令に準拠すること。

(電子データの作成)

第 18 条 完成した土砂災害ハザードマップ地区別版及び総括版の画像データの作成及び GIS データの取りまとめを行い、CD-R または DVD-R に格納するものとする。

(1) 画像データの作成

ア 完成した土砂災害ハザードマップ地区別版及び総括版の画像データを作成する。地区別版については地図面（各地区ごと）及び概要面（共通版）、総括版については表面及び裏面の画像データを作成すること。

イ データ形式は PDF 形式、JPEG 形式とし、解像度については別途協議の上決定すること。

(2) GIS データの取りまとめ

ア 市内 GIS 用として第 15 条で作成した地図主題の shape ファイルを納品すること。

イ 属性情報については委託者と協議の上決定すること。

ウ 納品にあたっては、市内 GIS 上での位置情報の差異が出ないように投影法など細心の注意を払うこと。

第 3 章 成果品

(成果品)

第 19 条 本業務の成果品及び印刷仕様は以下のとおりとする。

(1) 成果品

- ア 土砂災害ハザードマップ地区別版 計 2,000 部
- イ 土砂災害ハザードマップ総括版 100 部
- ウ 電子データ (PDF、JPEG、shape) 1 式 (CD-R または DVD-R 1 枚)

(2) 印刷仕様

- 規格： 土砂災害ハザードマップ地区別版…A3 判 (両面)
土砂災害ハザードマップ総括版…A0 判 (片面)
- 色数： 土砂災害ハザードマップ地区別版…地図面 4 色 (CMYK)、概要面 4 色 (CMYK)
土砂災害ハザードマップ総括版…地図面 4 色 (CMYK)
- 製版： CTP 出力 (FM スクリーン又はハイブリットスクリーン)
- 用紙： 土砂災害ハザードマップ地区別版…マットコート紙 76.5kg/菊判
土砂災害ハザードマップ総括版…地図専用紙 89.5kg/A 倍判
- 数量： 土砂災害ハザードマップ…計 2,000 部 (地区ごとの数量は別途通知する)
土砂災害ハザードマップ総括版…100 部
- 校正： プロッター出力図による校正 3 回 (総括版は 2 回)
- 印刷： オフセット印刷

第 4 章 その他

(検査)

第 20 条 受託者は、業務が完了した時は業務完了通知書を委託者に提出し、検査を受けなければならない。

(納入場所)

第 21 条 成果品は、松戸市総務部危機管理課の指定箇所 1 箇所に納入するものとする。